

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人製品評価技術基盤機構

1. 随意契約の見直し計画

随意契約の限度額、随意契約によることができるときを定める基準及び随意契約の公表の基準は、もともとほぼ国に準ずるものであったが、平成 19 年 9 月 28 日付けで国の基準に完全に一致させている。(措置済み。)

なお、平成 18 年度に締結した契約総数 362 件のうち、一般競争入札の実績は 153 件 (21 億円、55%)、企画競争及び随意契約の実績は合計 209 件であった。見直し後は、133 件を一般競争入札に移行すべく、競争入札移行の環境整備等に努める。この場合、一般競争入札の合計は 286 件 (31 億円、83%)、随意契約は 41 件 (5 億円、13% (初年度に一般競争入札により契約し、2 年目以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。)) なお、同一所管法人等との契約はゼロである。) となる。(注記【法人の契約全体】の表参照。)

【全体】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (15%) 31 | (6%) 1 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争 | (7%) 16 | (42%) 7 | | |
| 随意契約 | | (93%) 193 | (58%) 10 | (20%) 41 | (31%) 5 |
| 合 計 | | (100%) 209 | (100%) 16 | (100%) 209 | (100%) 16 |

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (55%) 12 | (11%) 1 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争 | (32%) 7 | (89%) 5 | | |
| 随意契約 | | (68%) 15 | (11%) 1 | (0%) 0 | (0%) 0 |
| 合 計 | | (100%) 22 | (100%) 5 | (100%) 22 | (100%) 5 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (10%) 19 | (9%) 1 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争 | (5%) 9 | (18%) 2 | | |
| 随意契約 | | (95%) 178 | (82%) 9 | (22%) 41 | (45%) 5 |
| 合 計 | | (100%) 187 | (100%) 11 | (100%) 187 | (100%) 11 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

注記：【法人の契約全体】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 件数 | 金額（億円） | 件数 | 金額（億円） |
| 事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。） | | - | - | （9%） 31 | （3%） 1 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | （42%） 153 | （55%） 21 | （79%） 286 | （83%） 31 |
| | 企画競争 | （4%） 16 | （19%） 7 | （1%） 4 | （1%） 0 |
| 随意契約 | | （54%） 193 | （26%） 10 | （11%） 41 | （13%） 5 |
| 合 計 | | （100%） 362 | （100%） 38 | （100%） 362 | （100%） 38 |

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(1) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成19年9月28日付けで国の基準に一致させ、実施済みである。

(2) 随意契約の公表の基準について、平成19年9月28日付けで国の基準に一致させ、実施済みである。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

一般競争入札の導入拡大を図るため、以下の取り組みを実施済み又は実施する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

①総合評価方式のガイドライン策定

研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入すべく、総合評価方式を実施するためのガイドラインを策定した。(平成19年9月1日実施済)

②総合評価方式による一般競争入札マニュアルの策定

一般競争への移行を支援するため、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に明示した業務マニュアルを策定した。(平成19年9月1日実施済)

③総合評価方式による一般競争入札の開始

研究開発、調査研究、広報業務について、総合評価方式による一般競争入札を開始した。(平成19年9月1日実施済)

(2) 一般競争入札等の契約に係る情報の公表

平成19年9月28日付けで国の基準に一致させることで実施済である。

(3) 随意契約できる限度額の基準見直し

平成19年9月28日付けで国の基準に一致させることで実施済である。

(4) 審査・監査体制の強化

随意契約を行う場合には、契約権限が各部等に委任されている場合であっても、必ず本所により、随意契約とした理由等の事前審査を行うものとした。(平成19年9月28日実施済)

監査マニュアルを策定(平成19年8月1日実施済)し、内部監査において随意契約の重点的監査を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

従来からの長期継続契約については、毎年度、競争環境の移行する諸条件が整っているか否かを点検し、運用状況の改善に努める。
(電気、ガス)